

パーフェクトローラー講座

Text

民法

LEC東京リーガルマインド

複製・頒布を禁じます

寄託は当事者間の信頼関係に基づき、受寄者が寄託者のために寄託物を保管することを目的とする。したがって、原則として寄託の目的を超えた寄託物の使用や、第三者による保管は認められない。そこで、例外的にこれを認める場合について規定した。

第659条（無償受寄者の注意義務）
無報酬の受寄者は、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

【注釈】
・ 無償受寄者は、本条により「自己の財産に対するのと同一の注意」をもって受寄物を保管する。
・ 有償受寄者は原則通り特定物の引渡義務者として善管注意義務（400）を負う。もともと、400条は、当事者が契約で定めていない場合の補充的・一般的規定であるとされているから、有償受寄者の注意義務について、当事者の特約によって、これを軽減することもできる。
→ 財産法上で自己の財産に対するのと同一の注意義務を負う者は、無償受寄者のみである

第660条（受寄者の通知義務）

I 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。
II 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む）があったときであって、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。
III 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

改正の趣旨・ポイント

660条1項
本条1項は、改正前民法660条にただし書（「ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。」）を追加するものであり、貸借借に関する民法615条（「貸借物が修繕を要し、又は貸借物について権利を主張するときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃借人に通知しなければならない。ただし、賃借人が既にこれを知っているときは、この限りでない。」）と平仄を合わせたものである。
改正民法660条1項本文の趣旨は、寄託者に対して自らの権利を防御する機会を保障する点にあるが、寄託者が既に訴えの提起や差押え等の事実を知っていれば、寄託者は受寄者による通知を得ずとも自らの権利を防御することが可能であるから、あえて受寄者に通知義務を課す必要はない。そこで、上記ただし書が追加された。

660条2項
受寄者は、寄託契約に基づき、寄託者に対して寄託物返還義務を負う。そのため、寄託物について所有権を主張する第三者からその寄託物の返還請求を受けた場合であっても、受寄者は、当該第三者がその寄託物の真の所有者であるか否かを問わず、原則として、寄託者にその寄託物を返還しなければならない（改正660条本文）。したがって、受寄者は、改正民法660条2項本文に基づき、第三者から受けた寄託物の返還請求を拒絶することができる。もともと、受寄者が寄託者に通知義務を果たし、あるいは寄託者が第三者による権利主張を知っていた場合には、寄託者は防御権を行使する機会が保障されたことになる。その上で、

LEC東京リーガルマインド

複製・頒布を禁じます

第591条（返還の時期）
I 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。
II 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。
III 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

改正の趣旨・ポイント

591条3項
消費貸借において返還の時期を定めた場合、貸主はその時期に返還されるものと期待するのが通常であることから、本条3項は、借主による期限前の返還（期限前弁済、改正591II）によって貸主に損害が生じた場合、貸主はその損害及び額を主張・立証して損害賠償を請求することができる旨規定した。
591条3項にいう「損害」の内容について、その消費貸借が利息付き消費貸借契約であったとしても、当然に約定の返還時期までに生ずべきであった利息相当額が「損害」となるわけではなく、貸付金の調達コスト等いわゆる積極損害が「損害」となる場合もある。この点については、期限を付する合意の趣旨（期限までの利息の支払を貸主に保証したのかどうか等）や貸主が返還によって得る利益を十分に考慮すべきである。

【図表73 消費貸借の返還時期 簡記】

	返還時期の定めがある場合	返還時期の定めがない場合
イメージ	貸主 → <u>期限の利益</u> → 借主 返還請求権（弁済期：2035年）	貸主 → 借主 返還請求権（弁済期なし）
貸主	原則：期限前の返還請求はできない 例外：借主が期限の利益を失った場合	相当の期間を定めて返還の催告をすることができる（591I） [平9-8-I]
借主	いつでも返還することができる（591II）	いつでも返還することができる（591II）

[平27-19-オ]
利息付きの金銭消費貸借における借主は、返還の時期が定められている場合であっても、その期限前に返還をすることができ、このときには、残元本のほか、実際に返還をする日までの利息を支払えば足りる。

第592条（価額の償還）

借主が貸主から受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることができる。借主が貸主から受け取ったときは、その時における物の価額を償還しなければならない。ただし、第402条第2項に規定する場合は、この限りでない。

図表を用いて、断片的になりがちな知識を体系的にまとめ上げた「至極の教材」

復習しやすさを重視! 「あと一步」の方の繰り返し学習にぴったり!

「過去問分析のプロ」として定評ある根本講師が、出題傾向に沿って狙われやすい部分を強化。

基礎的な説明の文章はできるだけ省略し、図表を多用して比較をしながら理解することを目指しています。

会社法

【図表1 指名委員会等設置会社における各委員会 簡記】

	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
委員の員数	3名以上（400I）		
委員の前提資格	① 委員の全部が取締役であることを要する（400II） ② 委員の過半数は、社外取締役でなければならない（400III） [平20-34-I] (注1)		
委員の選定・解職権者	取締役会（400II・401I）		
欠員補充	① 権利義務承継委員（401II） ② 仮委員（401III）		
共通点	(1) 原則 指名委員会等を招集するには、その委員は、指名委員会等の日の1週間前までに、当該指名委員会等の各委員に対してその通知を発しなければならない（411I）。 (2) 例外 指名委員会等は、当該指名委員会等の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（411II）。		
決議	指名委員会等の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（412I）。指名委員会等の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない（412II）。		
議事録	指名委員会等の議事については、法務省令（施規111）で定めるところにより、議事録を作成し、出席した委員は、これに署名又は記名押印（議事録が電磁的記録で作成されている場合は電子署名）しなければならない（412IIIIV、施規225I⑨）。		
権限	株主総会に提出する取締役及び会計参与の選任・解任に関する議案の内容の決定（404I）	① 執行役・取締役・会計参与の職務の執行の監査及び監査報告の作成（404II） ② 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不信任に関する議案の内容の決定（404II②）	執行役・取締役・会計参与の個人別の報酬等の内容の決定（404III前段）
相違点		監査委員の兼任禁止対象（400IV） ① 指名委員会等設置会社の執行役・業務執行取締役 ② 子会社の執行役・業務執行取締役・会計参与・支配人その他の使用人	
兼任禁止（注2）			

(注1) 各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない（400III）、執行役は社外取締役の要件を満たさない（205）ため、各委員会の委員の過半数は、執行役を兼ねることができない [平23-31-ア]。

(注2) 監査する者と監査されるべき業務執行者が一致して、監査の実効性が失われることを避けるためである。なお、指名委員会及び報酬委員会に執行役である取締役が入ることは可能である。

【図表2 取締役会・特別取締役による取締役会・指名委員会等・監査等委員会・監査役会】

	取締役会	特別取締役による取締役会	指名委員会等設置会社における指名委員会等	監査等委員会における監査等委員会	監査役会
招集権者	原則：各取締役（366I） 例外： ① 定款又は取締役会決議により招集権者を定めた場合（366I但書） ② 招集権者でない取締役（366III） ③ 監査役（383II） ④ 株主（367・366II） ⑤ 監査等委員会が選定する監査等委員（369条の14） ⑥ 指名委員会等が委員の中から選定する者（417I） ⑦ 執行役（417II）	各特別取締役（373II・366I）	各委員（410）	各監査等委員（399の8）	各監査役（391）
招集権者の限定	可（366I但書）	不可（373IV・366I）	不可（410）	不可（399の8）	不可（391）
監査役の出席	監査役設置会社にあつては、必要（383I）	監査役設置会社にあつては、必要（383II）			必要（当然）
招集手続の省略	あり（368II） 取締役（監査役設置会社）にあつては、取締役及び監査役等の委員の全員の同意が必要	あり（373II・368II） 各特別取締役（監査役設置会社）等委員の全員の同意が必要	あり（411II）	あり（399の9I）	あり（392II） 監査役全員の出席が必要
招集通知を発する期間	会日の1週間前（定款で短縮可能）（368I）	会日の1週間前（取締役会で短縮可能）（373II・368I・411I）		会日の1週間前（定款で短縮可能）（392I・399の9I）	
決議要件	取締役の過半数が出席し、その過半数（定款で加重可能）（369I）	特別取締役又は委員の過半数が出席し、その過半数（373I・412I）（取締役会で加重可能）		監査等委員の過半数が出席し、その過半数（399の10I）	監査役の過半数（393I）
決議の省略	あり（370）	なし（373IV）	規定なし	規定なし	規定なし
報告の省略	あり（372）※	あり（372）	あり（414）	あり（399の12）	あり（396）

※3か月に1回の職務執行状況の報告は省略することができない（372IIIII・363II・417IV）

1

民法は条文ベースで説明

他のテキストと異なり、民法は全条文を六法と同じ形式で並べています。そこに、司法書士試験に必要な論点、過去問、そして図表を掲載しています。漏れが許されない民法では、条文を使った学習がお勧めです。

2

改正点が一目でわかる「改正の趣旨」

債権法改正、相続法改正により知識の入れ替えが必要な条文には、その下に「改正の趣旨・ポイント」というコラムを入れています。ここには、改正に至った経緯だけでなく、改正点のポイントをゴシック体にするにより一目でわかるようにしています。

3

知識の入れ替えがいる改正と、 いらぬ改正が一目でわかる形式

今回の改正点は、「知識の入れ替えが必要な改正」と、「従来の解釈・判例を条文化しただけで知識の入れ替えがいらぬ改正」があります。受験生が意識すべき改正は「知識の入れ替えが必要な改正」です。本テキストは、改正条文にはすべてゴシックをつけて分かるようにし、その改正が上記のどちらなのか一目でわかるようにしています。（具体的には、条文の下に「改正の趣旨・ポイント」のコラムがあれば、知識の入れ替えがいる改正を指しています。）

4

図表で知識を整理し、横断的に理解

混同しやすい知識を図表で比較し整理することで各知識の「共通点」と「相違点」が明確になり、各制度の横断的な理解へと繋がります。また、特に重要な図表に関しては暗記マークをつけています。

5

出題実績を知って学習にメリハリを

過去に本試験で出題された知識には出題された年度と問数が記載されております。出題実績を知ること学習のメリハリをつけることができますし、過去問演習の際にはテキストの参照ページが一目で分かります。

6

図表の内容に関する補足知識も記載

図表を見ただけでは理解しにくい知識については文章で解説を記載しています。図表の内容を丸暗記ではなく、理屈付けて理解し、記憶することができます。